

日頃の防災訓練や地域での勉強会などにご活用ください。

行政だけではできない、住民だけでもできない、みんなで力を合わせたら、きっと出来る！！



STEP 4. 地域で取り組もう！

災害に強いまちづくり

1. 「近助」－災害時頼りになるのは隣近所

日ごろの「お付き合い」がみんなの命を守ります
積極的に地域の人同士のつながりをつくってください

阪神大震災や東日本大震災では、救助された方の7～8割が、近所の方に助けられました。大災害が発生した時には、都道府県や市町村、消防、警察などの防災関係機関の対応が追い付かない場合も予想されます。日頃のつきあいが災害時に大きな力となります。

いつどんな時に、助ける側、助けられる側になるかわかりません。ふだんから近所付き合いを大切にすることが、最大の災害対策です。

★今すぐ始めよう！

①まず、自分から「あいさつ」しましょう！

あいさつすることで、お互いに声を掛け合える関係になれば、自然と相手の状況がわかるようになり、また自分のことも知ってもらい、いざというときにお互いが助けの手を差し伸べやすくなります。



②積極的に地域活動に参加しましょう！

地域には、お祭りやサロン・清掃活動など様々な活動があります。自治会活動等に積極的に参加しましょう。



③防災訓練には積極的に参加しましょう！

“一時避難地”まで歩いて集合し、避難経路に障害物がないか確認したり、身近な物を使っての救護や、炊き出し訓練などを定期的に行うことで、災害に強い地域づくりにつながっていきます。避難所での運営マニュアルを作成している地域もあります。

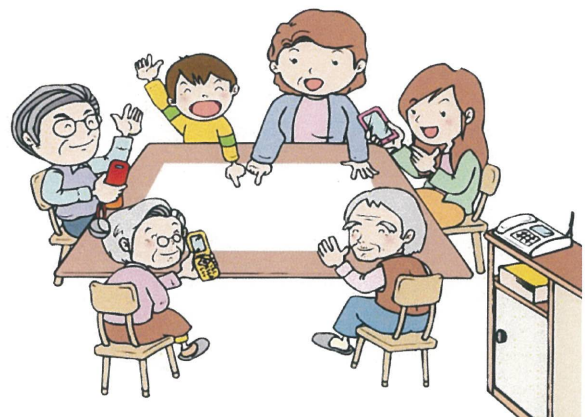
また、高齢者や障がい者にも訓練への参加を呼び掛けてください。そして、本人や家族、周囲の支援者と災害時の行動や備え、必要な支援について話し合っておきましょう。

2. 防災ワークショップを開いてみよう！

みんなで実際に何かをやってみるというワークショップが効果的です。行動を起こすことで、問題解決の糸口が見えてきたり、関係当事者間に積極的な人間関係が生まれたりします。

(プログラム例)

- 地域の情報整理をしておく（危険箇所のチェックや備蓄庫の確認、消火器の場所など）。
- 災害時の不安を出し合い、防災対策についての課題を整理して、地域独自の防災プログラムを作成する。
- 地図上で、避難経路や救助活動を具体的にイメージする災害シミュレーション（災害図上訓練：DIG）を行う。
- 学校と連携し、子どもたちへの防災教育をすすめていく。
- 避難所助け合いゲームなどを活用しながら、楽しく防災について学ぶ（HUGなど）。
- 避難所生活を体験するため、避難所運営の訓練を行う。
- 要援護者に配慮した、避難所運営訓練を行う。
- 地域で独自に避難所運営マニュアルを作成する。
- 福祉施設と連携し、防災訓練や炊き出し訓練等を実施する。また、利用者の避難誘導訓練を行う。
- 災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、ボランティアの受け入れ方法や、ボランティアがどのような活動をするのか確認しておく。



3. 災害時要援護者の支援体制をつくっていこう！

①要援護者がどこにいるか把握する

災害時一人でも多くの命が助かるために、日頃から「要援護者がどこにいるのか」、「どんな支援が必要なのか」について、本人の了解を得ながら把握しておくことが大切です。

②災害時要援護者登録制度や、救急医療情報セットを活用する

災害時の安否確認や、迅速な救急活動に役立てるためご活用ください。またその過程で、支援者と要援護者のつながりが高まっていくことが期待されます。

③避難支援体制について検討する

誰がどのようにして避難をお手伝いするか、個々の要援護者と話し合っておきましょう。

支援者は複数決めておくといよいでしょう。



④日常からの災害予防の支援

ひとり暮らしの要援護者の方は、地震に備えた家具の移動や固定などができない場合があります。地域の皆さんで協力しましょう。



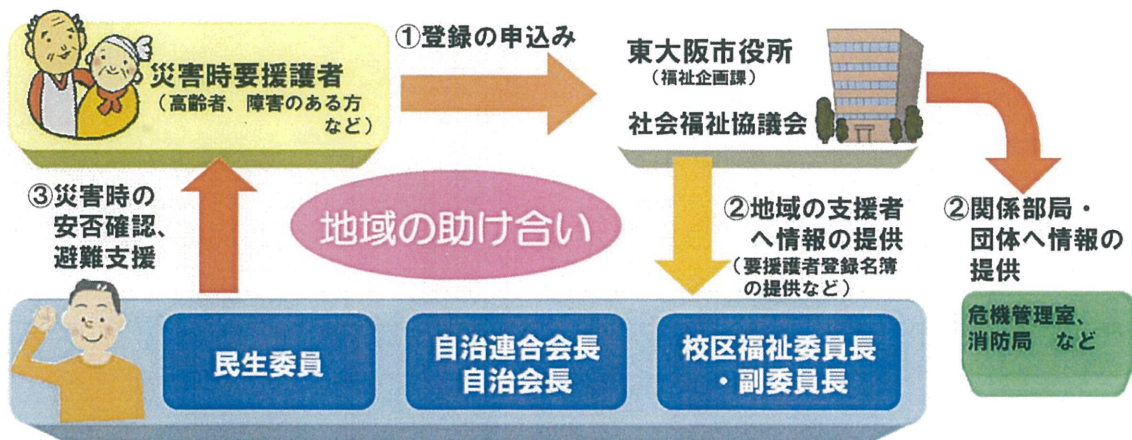
Point !

- 災害が起こると、高齢者や障がい者にどんな危険があるのか、どんな支援が必要なのか、本人を含めてみんなで話し合ってみましょう。
- 救急医療情報セットは、携帯用のカードなども用意しておくとう便利です。
- 日頃からコミュニケーションをとり、信頼関係を作っておきましょう。
- 災害時の突発的なケガなどで、自分自身が要援護者になる可能性もあります。自分が動けない場合の避難方法や地域での役割なども考えておきましょう。
- 家具止めボランティアを募集し、自力ではできない一人暮らし高齢者や障がい者宅の安全対策を支援しましょう。
- 要援護者の誘導の仕方を学ぶため、講習会を開いてみましょう。(車いすの押し方、視覚障がい者の手引きの仕方など)
- 高齢者や障がい者と一緒にまち歩きを通じて、地域の危険箇所をチェックし、防災マップを作成しましょう。

●災害時要援護者登録制度の概要

大規模な災害が発生した際、自力で避難が難しい方（災害時要援護者）について、事前に同意した本人の情報を登録して地域の方に提供することで、地域における安否確認や避難支援などに役立てる制度です。また、消防局へ情報提供を行い、火災発生時の迅速な救助活動にも活用しています。

●制度の流れ



<対象者>

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳A（重度）の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・高齢者のみ（2人以上）の世帯
- ・ひとり暮らしの高齢者
- ・要介護3以上の在宅の介護保険認定者
- ・特定疾患医療受給者証を持っている方
- ・その他、昼間や夜間に長時間ひとりになる高齢者や、目・耳・足が不自由な方など、自力での避難に不安のある方

（問合せ先）

東大阪市 福祉企画課

TEL 06-4309-3181

FAX 06-4309-3815



災害時に地域で助け合うために

災害時要援護者登録制度のご案内

地震などの災害が発生した時は、交通網の遮断などの要因により、消防や警察をはじめとする公的機関による救助活動が行われるまでに一定の時間を要します。また、災害の規模が大きい場合は、支援を必要とする人が多くなるため、公的機関だけでは十分な支援が行えないことが想定されます。ひとりでも多くの人の命を救うためには、高齢者や障害者などひとりで避難することが困難な方（災害時要援護者）を地域で助け合うことが重要となります。

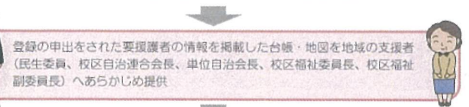
近年都市化が進み、隣近所の付き合いが希薄となる傾向がある中で、地域で迅速に支援活動をしていただくためには、まず「災害時要援護者」がどこに居られるかという情報が必要不可欠であり、それを支援するものとして東大阪市では「災害時要援護者登録制度」を平成19年より実施しています。

本制度は、災害時要援護者について、事前に申し出された方の情報を台帳として登録し、地域の支援者へ情報提供することにより、地域での避難支援や安否確認に役立てるものです。

災害時要援護者（自力で避難できない方）



要援護者本人（又は代理人）の申し出により本制度に登録



要援護者の情報を校区福祉委員会や自治会、自主防災組織等に提供
→安否確認・安全確保等

要援護者の情報を校区福祉委員会や自治会、自主防災組織等に提供
→避難支援・安否確認等

東大阪市

本リーフレットは、大阪市グループ広報課が制作しています。

＜平常時＞

- ①地域で本制度に登録が必要と思われる方がおられましたら、登録勧奨をお願いします。
- ②登録台帳を平常時よりお渡ししている方（校区自治連合会長、単位自治会長、校区福祉委員長・副委員長、民生委員）につきましては、可能な範囲で台帳の記載内容を確認しておいて下さい。
- ③災害発生時に地域で安否確認や避難支援ができるように組織内の連携体制について調整しておいてください。
- ④お近くの小・中学校（第一次避難所）のうち、拠点となる避難所をあらかじめ決めておいて下さい。また、激しい地震の直後など地域に混乱が生じている場合などの拠点とするため、指定の公園や小・中学校の運動場など一時避難地を決めておいて下さい。
- ⑤各地域で取り組まれている避難訓練などでの登録台帳の利用は、結果として登録者の情報が平常時に広く地域に周知されることとなるため、個人情報保護の観点から、地域の支援者の方から要援護者本人に登録情報を用いることの同意を改めて得ていただくなどの配慮をお願いします。

＜災害時＞

①災害発生時の登録情報の共有

災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全確保を優先していただいたうえで、一時避難地などの拠点到台帳および地図を持ち寄っていただき、要援護者本人の同意の有無に関わらず、自主防災組織など必要な範囲内において、地域で登録台帳の情報を共有してください。

※災害発生時とは、原則として、本市より避難情報の発表・発令が行われた場合をいいます。避難情報には、災害発生危険度の危険度や緊迫度の状況に応じ、避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示の4段階の情報が発表・発令されます。

②要援護者の安否確認

共有した情報を基に要援護者の安否確認を行った場合は、登録台帳の備考欄に安否確認の状況（居場所等）を記載するとともに、確認状況を避難所に持ち寄って下さい。持ち寄っていただいた安否確認等の状況については、避難所の災害時要援護者調査員など市の職員が災害対策本部へ報告します。

③避難誘導

避難誘導を行う場合には、警察官、市職員、消防職員等の協力を得て、可能な範囲内で避難所まで避難誘導を行って下さい。

●災害時要援護者情報伝達システム（参考）

東大阪市消防局では、「災害時要援護者登録制度」のデータを活用し、システムを導入しています。消防局通信司令室のディスプレイに表示される災害現場の地図に、消火栓の場所などとともに要援護者の住居が丸いマークで図示されます。これをクリックすると、「歩行困難」といった要援護者の身体情報や家族の連絡先などが確認できる仕組みです。

災害時に現場へ急行する救助隊や消防隊などに要援護者の情報を伝えることで、自力避難が難しい方の救出を迅速に行うことが可能となります。